

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
活魚運搬車	<p>魚介類を生きたまま専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 魚介類が生存するに十分な海水等を貯蔵することができる物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。</li> <li>2 1の物品積載設備に酸素等を供給することができる装置を有すること。</li> <li>3 物品積載設備内の海水、泡等が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。</li> <li>4 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有し、かつ、海水等を排出するための排出口を有すること。</li> <li>5 海水等を排出するためのポンプを有する場合には、当該ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</li> <li>6 密閉されていない物品積載設備にあつては、積載できる最大水位（最大積載量を算定する際の容器の上限）を示す線等を物品積載設備の側面又は後面に明確に表示してあること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 密閉された容器の最大積載量の算定は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号を準用する。</li> <li>• 酸素等を供給する装置は、車両重量に含めるものとする。</li> </ul>